

徳島県情報公開審査会答申第242号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年5月10日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇土地改良区の定カン変更に伴う県報の手続き申請からケイサイされるまでの関係書類伺い含む 農山漁村振興課 生産基盤課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年5月24日、実施機関は、本件請求に係る生産基盤課が所管する公文書については「当該公文書は、作成、又は取得しておらず、文書が不存在である」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年5月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成29年11月9日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

公開文書の中で、犯罪を犯した資料を情報開示しているのに、協議した資料等がないのはおかしく、これら隠す行為は、正に、「枉法行為」そのものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり

である。

審査請求人が公開を求めている公文書は、「〇〇土地改良区（以下「本件土地改良区」という。）の定款変更に伴う、県報に公告されるまでの事務手続きの書類」と特定したが、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による土地改良区等の定款変更の認可については、生産基盤課に委任された事務ではないことから、このことに関して書類を作成し、取得した事実はないことから存在していない。

以上により、本件請求に係る公文書を保有していない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年11月9日	諮問
令和5年1月13日	審議（第202回審査会）
同 年 3 月 2 8 日	審議（第205回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

本件請求は、本件土地改良区から申請のあった定款変更を認可し公告するに当たって、生産基盤課が作成又は取得した文書の公開を求めるものである。

本件請求に対して、実施機関は、土地改良区の定款変更の認可については、生産基盤課に委任された事務ではないことから、本件請求に係る公文書を保有していない旨主張しているため、以下、保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

土地改良区の定款変更の認可については、土地改良法第30条第2項において「定款の変更は、都道府県知事の認可を受けなければならない。」と規定されている。

また、定款変更の認可の公告については、同条第3項において「都道府県知事は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。」と規定されている。

実施機関における事務分掌を確認すると、定款変更の認可事務について、徳島県事務委任規則（昭和42年徳島県規則第16号）第8条の規定により総合県民局に委任され、定款変更の認可の公告事務についても、徳島県事務決裁規程（昭和42年徳島県訓令第160号）第7条の規程により農山漁村振興課課長の個別専決事項と定めら

れていることからいずれの事務も生産基盤課が所掌していないことと認められる。

したがって、生産基盤課に委任された事務ではないことから、本件請求に係る公文書を作成又は取得していないという実施機関の主張に不合理な点はなく、実施機関が行った本件処分は妥当であると認められる。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
大森 千夏	弁護士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者